

**第 4 回 庄内南部地区合併協議会
議会議員定数等検討小委員会
会 議 録**

期 日：平成 1 5 年 9 月 3 0 日（火）

場 所：鶴 岡 市 中 央 公 民 館

第4回庄内南部地区合併協議会議会議員定数等検討小委員会 会議録

○日 時 平成15年9月30日(火)午後1時29分～

○場 所 鶴岡市中央公民館 大視聴覚室

○次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 合併後の新議会の議員定数及び任期について

4 そ の 他

5 閉 会

○出席委員

役職名	区 分	氏 名	役職名	区 分	氏 名
委員長	鶴岡市議会議長	榎本 政規	委 員	櫛引町議会議長	菅原 元
副委員長	三川町議会議長	大滝助太郎	委 員	櫛引町議会議員	遠藤 純夫
委 員	鶴岡市議会議員	斎藤 助夫	委 員	三川町議会議員	須藤 栄弘
委 員	鶴岡市議会議員	本城 昭一	委 員	朝日村議会議長	進藤 篤
委 員	藤島町議会議長	齋藤 久	委 員	朝日村議会議員	井上 時夫
委 員	藤島町議会議員	押井 喜一	委 員	温海町議会議長	佐藤甚一郎
委 員	羽黒町議会議長	山口 猛	委 員	温海町議会議員	富樫 栄一
委 員	羽黒町議会議員	富樫 栄一			

○欠席委員 なし

○出席事務局職員

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
事務局長	芳賀 肇	調査計画主査	今野 勝吉
事務局次長	佐藤 智志	調査計画主査	鈴木金右エ門
調査計画主幹	斎藤 雅文	調査計画主査	本間 光夫
総務主査	成田 弘	総務係長	渡部 功
総務主査	吉住 光正	調査計画係長	柳生 晃
調査計画主査	土田 宏一	主事	伊藤 弘治

1 開 会（午後1時29分）

○芳賀 筆事務局長 それでは、全員おそろいですし時間になりましたので、ただ今から第4回議会議員定数等検討小委員会を開催いたします。

2 あいさつ

○芳賀 筆事務局長 初めに、榎本委員長よりごあいさつをお願いいたします。

○榎本政規委員長 こんにちは。秋の天気の良いところで農作業等何かと忙しいところもあったらうし、公私ともに忙しい議員の皆さんでありますので、本日の第4回議会議員定数等検討小委員会にご参集いただきましてありがとうございます。

8月25日の第3回の会合ののち、各市町村議会とも9月定例会が無事終わったところでないかと思います。8月25日に申し上げましたとおり、各議会において8月に提示された基本4項目、あるいは議員定数等々の意見集約をお願いしておいたところであります。本日は各市町村議会の意見集約あるいは中間報告等を皆さんからお話いただき、その後皆さんで質疑応答ののち、本来この場に出てくるのは各市町村議会の代表という形で出てきているわけですが、代表という肩書きを外して議員一個人としての意見の交換もしたいなど。これも先の第3回のときに、藤島の副議長の押井委員さんのほうから個人的な意見を発表する場もあっていいのではないかとということもありましたので、そのような形で前段と後段とで2部といいますか、そういうふうな形で意見発表あるいは意見交換の場にしていきたいと思っていますので、進行に対して委員の皆さんのご協力をお願いしたいと思います。活発な議論が出ることをご期待申し上げまして、委員長としてのあいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○芳賀 筆事務局長 それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。
それでは委員長に議長をよろしくお願い申し上げます。

3 合併後の新議会の議員定数及び任期について

○榎本政規委員長 それでは、先の第3回の議員定数等検討小委員会の場で、9月定例会中に各市町村議会とも基本4項目の合併の方式、これは議員定数に密着する、あるいは重要に関連する関係があるものですから、このこととともに議員定数について一定の意見集約をお願いしたいということを申し上げておりますので、とりあえずそのことから先に進めていきたいと思っています。それでは第3回のときに鶴岡市が一番先に話をしたということでありますので、温海町さんのほうからよろしいでしょうか。

○佐藤甚一郎委員 先の8月25日の小委員会において、委員長のほうより新市の議員の定数のあり様について、各市町村それぞれ意見をまとめてくるようにというふうなお話がありました。私の町も特別委員会がありますので、その中で2回ほど話し合いをしております。結果から申し上げますと、統一した意見の集約には至らなかったというのが結論でございます。本来であれば委員長のご期待には沿わないことになり

ますけれども、いまだ考え方をまとめるに至らなかったということでございます。きょうここに温海町の議員の方々も随分たくさん傍聴しているのでありますが、私はせめて荷縄で背負えるくらいの荷物を背負わせてくれと言ったのでありますけれども、なかなか荷縄で背負うような格好になりませんでした。したがって、背負いかごできょうは背負ってまいりました。つまりは原則あり、それから定数特例あり、そしてもちろん新設を基本とするのでありますが、在任あり、それから中には合併そのものに反対というのもございまして、本当に荷縄で背負うことはできませんでした。したがってきょうは背負いかごで背負ってまいりましたので、大変申し訳ないと思っています。

○**榎本政規委員長** 意見交換と各委員の皆さんのお考えなどはこの後でということで、とりあえず市町村の議会としての集約を、続いて朝日村さんお願いします。

○**進藤 篤委員** 朝日村です。いろいろ今回の合併協議会の会長から諮問を受けた定数あるいは方式という関係でございすけれども、私のほうは9月に特別委員会を立ち上げておりまして、その中でこの件に関して2回ほど話し合いをしております。結論的に申し上げて、方式としては新設でやったほうがいいということが全員です。人口論で最後まで合併しないほうがいいというのが1人いました。それを付け加えます。

それから、議員定数の関係ですが、まだ様々意見が個々分かれる面が多かったわけでありすけれども、この件に関しては特に朝日村の場合は、単純に人口割でいった計算上からいくと1人という割当が、これは人口から推した線だわけですけれども、あるわけです。これが非常に重くのしかかっておりまして、これを受けて特例を使ったほうがいいという方が大多数です。この特例についても在任特例、定数特例があるわけですが、これもいずれの方法も拮抗しているというような状態で、特例を使ったほうがいいということです。内容についてはそれぞれありまして、選挙区特例を使ったほうがいいという方もいましたし、オープンのほうがいいという人もいましたし、それぞれですが、全体的に特例を使って、1人ではだめだと、二、三人はぜひとも確保して、今後の村の住民の意見を伝えるような場であってほしいし、定数もそのような方法でやってほしいということです。原理原則の定員34人という線もあったわけですが、これに関してはほとんど少数ということです。今申し上げましたように定数特例あるいは在任特例を使った特例を望むという意見が多かったことを申し上げます。以上です。

○**榎本政規委員長** ありがとうございます。朝日の進藤議長さん、合併方式は言わずもがなの新設で…。

○**進藤 篤委員** 合併方式はそれに基づいて…。

○**榎本政規委員長** はい、わかりました。それでは続いて三川町の須藤副議長さん。

○須藤栄弘委員 三川町です。私のほうの町も6月で特別委員会を報告して解散しましたが、9月定例会の最終日の19日に特別委員会を設置いたしまして、議会終了後直ちに特別委員会を招集して、構成、今後の日程等を決めたわけですが、合併方式に関しましては法定協参加当初から新設ということは全く変わっておりません。

議員定数に関しましては、最初の小委員会の会合が3月でしたか羽黒町で開かれたあと、特別委員会を招集いたしまして議員定数等について検討した結果、本町議会としては在任特例という方向性をその時点では出しております。現段階では町民の意思をどのように把握していくかということで検討しておりまして、10月6日ですけれども、町内会長会と合併の件につきまして議員定数も含めて話し合いをするという段取りで現在進んでおります。町内会長会も大変忙しくて日程を取っていただいたわけですので、その時点でいろいろな意見を聞き意見交換をしながら、どのように変わっていくのかそのままになるのかということはわかっていませんが、現段階では何度も報告いたしましたとおり議員定数に関しましては在任特例と。中には二、三、やはり原則でいくべきではないかという意見もありましたが、方向性としては現段階では変わっていませんのでご報告いたします。

○榎本政規委員長 ありがとうございます。続いて櫛引町議長さん。

○菅原 元委員 それでは私のほうから櫛引町のこれまでの考え方をご報告申し上げたいと思います。これまで私のほうは特別委員会を設置しておりませんものですから、全員協議会あるいは町の代表機関ということで町の振興審議会のメンバー、各種団体の代表になりますけれども、それらの代表の方々とこの議員定数についての意見交換もしてまいりました。きょうの30日まで方向性をまとめたいということで、この9月24日に議会内部でも協議してきましたけれども、これまでの経過としますと、在任特例、あるいは定数特例を使ったほうが良いという議員のほうが多くて、原理原則の主張の人もありますけれども、まずは定数特例あるいは在任をとということで、特例法を使った議員定数の決め方をしてほしいということで、櫛引町のこれまでの話し合いの結果は以上のようなであります。

○榎本政規委員長 合併方式は新設ということで。

○菅原 元委員 合併方式につきましては、これまでどおり新設でいくということでございます。

○榎本政規委員長 続いて羽黒町の富樫副議長さん。

○富樫栄一委員 私のほうから羽黒町のこれまでの経過等について報告させていただきます。去る8月25日に開催された第8回の庄内南部地区合併協議会で合併基本4項目の取組みに対する具体的な方向性が示されたのと同時に、合併後の新市の議会議員の定数並びに任期についても同様に各市町村の12月定例会前までに決定するといっ

た具体的なタイムスケジュールが示されたわけです。羽黒町といたしましてもそれを受けまして、7月の改選前に一旦解散しました市町村合併特別委員会を、改選後再び設置いたしまして、その委員会によりまして、新市の議会議員定数並びに任期についてのみの調査、審査を2回ほどやりました。期日といたしましては、第1回目が9月8日、2回目が9月24日でございます。この2日間にわたり、新市の議員定数及び任期についてのみの議論をしました。そういった経過で、各委員からいろいろな意見が出た中で、原則34名でやるべきだという意見と、やはり特例法の在任特例で実施すべきだという意見がほぼ同数でありました。そのほかに特例法の中の定数特例、そういう方法でやるべきだというのが多少ありました。結果的に特例法の在任特例、また定数特例と原則34名と比較いたしますと、特例法で実施すべきだというのが多少上回ったという結果でありました。なお、羽黒町議会といたしましても、今後こういった本日の会合の皆様方のご意見等を十分参考にさせていただきまして、最終的には羽黒町議会といたしましての総意見解というものをまとめていく所存でございますのでひとつよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○榎本政規委員長 合併の方式は当然新設ですね。

○富樫栄一委員 新設です。

○榎本政規委員長 ありがとうございます。続いて藤島町の押井副議長さん。

○押井喜一委員 藤島では、改選後特別委員会を再設置いたしまして、今日まで2回ほどいろいろ、特に新市の名称と議員定数について議論をしてみいました。合併方式ということにつきましてもいろいろ意見があったわけですが、早く決めてもらいたい。我々は新設ということで議論しているわけで、その点は間違いなく新設だと言っていますけども、基本的な項目の一つである合併方式は早く明確にしてほしいという意見でございました。

議員定数に関しては、いろいろ議論するというよりも、議員個々の意見を伺うということで今まで進めてまいりました。18名、特別委員会は議長を除く17名ですが、それぞれの意見、自分で考えているところを述べていただくということで今まで経過しております。在任特例でいくべきだという議員の方が若干多いわけですが、この理由はやはり合併に関してはすべて議会としての責任もあると、合併を見届けると同時にいろいろ不十分なところも議会の中で解決しなければならないという意味で、在任でいくべきだという意見が若干多い状況であります。しかしながら、やはり合併は町村の垣根が取れるということでありますので、当然選挙は原則の34名で行うべきだという意見もございました。もう一つ、合併そのものに明確に反対という立場で、議員定数といったところの議論をする時期でない、議論する立場にないということで若干の議員がそのような立場を取っているということでございます。まだ選択肢をどうするかということで、それぞれの意見を出し合って議論するというところまではいっていないと。これからの合併協議会、今の検討小委員会のいろいろな議論を踏まえ

て、さらにこれから特別委員会でも議論を進めていくということでやっているところでございます。

○**榎本政規委員長** ありがとうございます。最後に鶴岡市、本城委員さん。

○**本城昭一委員** 鶴岡市の特別委員会で検討されました結果について申し上げたいと思います。これは議会としてまとめてきたものではありません。特別委員会の検討、議論の中でまとめた経過についてのご報告を申し上げます。当市の場合は会派制を採っておりますので、5会派1無会派議員ということで、今回そういうところに25日にここで検討され、あるいは諮問されました問題について投げかけをしたところであります。そして19日に各会派で検討した結果を持ち寄るということで、19日に持ち寄ったわけであります。経過の中で8月25日の協議会で合併方式については新設ということが私は確認されたという理解をしておりましたものですから、委員会には合併方式新設はどう考えるかと各会派に問題を提起したところであります。同時に議員定数についても会長から12月議会前ということでもありましたので、この検討も各会派にお願いをしたところであります。その19日に集約しました結果を申し上げますと、やはり新設というまちづくりに取り組もうというのでありますので、新しく市を建設するということでありますから、議会の構成については新しい市の住民の選挙によって選ばれた新しい議員によって議会を構成してスタートすべきであるというのが大勢であります。同時に議員の定数についても在任特例は採用しない、法定定数の34名であるべきだ、そして新市全体を一つの選挙区としたオープンな選挙により選出をして新しい市をスタートさせるべきだという意見が大勢でありました。これは大勢の意見であります。先ほど言いましたように会派制を採っておりますので、34名、新設、これはよろしい、しかし新しい市民の意見を隅々まで反映させるために選挙区制は考えられないかという意見もございました。また、反対という立場もありますが、同時にこの合併について住民がまだよく理解していない、そういう段階で合併方式や議員定数の議論をするのには乗れないという会派もあったところであります。いずれにしても新設方式を選択したわけでありますので、やはり新しいまちづくりは原則で進めるべきである、これでない住民に対して説明がつかないという意見が多かったことを申し上げたいと思います。今後私どもは、この法定協あるいは小委員会での議論を踏まえつつ、鶴岡市議会の意思を煮詰めてまいりたいと思っております。以上です。

○**榎本政規委員長** 七つすべての議会の現在の状況を、鶴岡市のほうはある一定の意見集約がされているところですが、6町村のほうはまだきちんとした意見集約がされていませんけれども、一応現在の状況について各市町村議会から報告をいただきましたので、委員の皆さんから、他市町村のことにどうこう言うのはなかなか難しいところがあるのかもしれませんが、ここで意見交換の場を設けたいと思いますので、ご意見のある委員の皆さんお願いしたいと思います。

○**齋藤助夫委員** ただ今各町村の方々から、それぞれの結論ではありませんけれども、現在の状況についてご報告があったわけですが、私どもも特例法の中の在任特例、そういうものを三川町においては何月議会でしたか、既に議会でもそのことを議決されたと、そういうことも聞いておりましたし、複数の町村から在任特例というお話も聞いておりましたけれども、きょうここで改めて鶴岡市を除いてほとんどの町村のほうから特例法の中での議員定数と、しかも在任特例ということで限定された町村も大分あったわけですが、確かに在任特例も合併の特例の中での選択肢にはあるわけですが、私の手元に合併対策室からいただきました在任特例の127名、それから法定数の34名でやった場合のシミュレーションした議員報酬の比較があるのですが、法定数の34名でいった場合は年間2億8,797万1,000円、それから在任特例で127名全員が残るということで計算した場合は10億7,149万6,000円で、その差額が7億8,352万5,000円ということを出ているわけですが、実際これは在任特例ということでまだ決まったわけでもありませんし、きょうの段階でも各町村からそういうお話も出ましたので、法定の34名と在任特例の127名でいった場合のこの差額の7億8,352万5,000円という金額に対して、どのようにお考えになっておられるのか、また各町村の地域住民の方々にもこれについてはどのようなご説明をされておられるのか。それから私は、今回のこの合併で一番目に見えて行革といいますか、経費節減が図れるというのがこの議員の定数の削減ではないかと思うんです。在任の127から見れば約4分の1ぐらいまで議員の定数が減るわけですから、先ほど申し上げましたように、この7億8,300万の差が出るということですから、その問題につきましてどのようなお考えなのか、まだ決まったわけではありませんけれども、その辺のところにつきまして委員長のほうからお計らいをさせていただいて、ご意見をお聞かせいただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○**榎本政規委員長** 話題の提供ということで、鶴岡市で作った鶴岡市の合併問題検討特別委員会の資料として出されたものを参考にして今鶴岡の齋藤委員がお話をしたところですけど、これ比較対照するものがきょうの出席の委員の皆さん全員お持ちでしょうか。持ってないですか。それでは、事務局のほうに、もしということで私のほうから提出をお願いしておいた資料があるので、今の論議をする上で資料がなくて言われている意味がわからないとあれなんで、資料の配付をお願いできますか。

配付してください。今回の委員会でフリートキングのときにもし何かの資料がということで、私が準備させていただいた資料を皆さんのほうに今配付させていただきますので、暫時休憩します。

(休憩)

(資料配付)

(再開)

○**榎本政規委員長** 配付終わりましたので、それでは、おそらくこの資料の4の9ペー

ジの資料を基にして今鶴岡の斎藤委員が話をされたんだと思うので、この部分に関して事務局のほうからちょっと説明をお願いします。

○佐藤智志事務局次長 事務局次長の佐藤でございますが、それでは私のほうから説明をさせていただきますので、9ページをお開き願いたいと存じます。この表につきましては、新設合併の場合の議員報酬等所要額につきまして試算をいたしたものでございます。これにつきましては、原則、定数特例、在任特例あるわけでありませうけれども、鶴岡市の現行の報酬額、それから手当額、政務調査費等を適用した場合の所要額ということでご理解をお願い申し上げたいと存じます。

それで合併後7年間の所要額のところをご覧いただきたいと思いますけれども、の原則、合併時から法定定数ということで34人にした場合の1年目、単年度の所要額でございますが2億8,797万1,000円ということになります。

次に定数特例を使いまして、上限の68人、2倍以内とした場合は ということになりますけれども、この場合の所要額が5億7,442万1,000円ということになりまして、原則と比較いたしますと、2億8,645万円の増となります。

それから は在任特例を適用いたしまして、2年間議員を継続されたという場合で127人となりますが、この場合の年間所要額が10億7,149万6,000円となりまして、原則との差が7億8,352万5,000円ということになります。

2年度目以降、それから特例の採用如何に合わせまして、一般選挙に移行しました7年間の通算した所要額につきましては、右側の合計欄ということになりますので、こちらのほうも参考にご覧いただきたいと思います。

以上でございます。

○榎本政規委員長 ありがとうございます。なお、この参考資料の1から3についてはまた後で説明をいただくことにして、斎藤委員のほうからこの問題についてどうお考えかということで、どなたかお答えできる委員の方おられるでしょうか。

○押井喜一委員 確かに今、定数の問題、在任特例を想定した場合の報酬について話されましたけれども、当然定数特例を使えば倍の、単純には倍にはならないかもしれませんが、そうになってしまう。127名では4倍近くになるというのは、誰が考えても当然なことですが、まだそういった部分では議論していません。ただ、なぜ在任特例かという、やはり鶴岡市を除いた町村の部分では、定数16あるいは18の中でひょっとしたら1人、あるいは2人、3人というふうなことでなってしまうと、そういった部分でこれでいいのかという意見です。それともう一つは、人口要件だけでなく、やはり面積要件というものも考えるべきでないかと、非常に広大な面積を持つ新市になるというようなことでありますので、そういった部分の議論もすべきだという意見でもあります。いろいろそういったことで、単純に人口というところから定数34ということでスタートしていいのかというのが本音の部分でないのかなというふうに思っています。誰が考えたってやはり倍になれば議員の報酬は倍になる。これは鶴岡市の報酬を単純に計算しただけですけども、そういう状況の中で

やはり地域を守っていくためにこういった極端に少ない議員の定数でいいのかという議論が我々としても本音の部分にあるのではないかなというふうに思っています。今の報酬のこのことについては、誰しもが理解されることだというふうに思っています。

○榎本政規委員長 ほかに。

○須藤栄弘委員 斎藤議員さんですけども、議決をしたということではございません。特別委員会でのその時点での意見の集約での方向性ということでご理解をお願いしたいと思います。

確かにおっしゃるとおり、合併の一つの目的にはいわゆる行政コストのダウンというのが大きくあるかと思っています。これは当然理解できるわけですがけれども、なぜこの制度があるのかなと、どのようにしてこの特例的な制度が設けられているかということを理解したいと思います。旧市町村の実情が的確に新市の行政に反映されていくと、激減する議員に対する町民の不安、それらもあろうかと思っています。当然２年後には原則でやるということになろうかと思っています。費用だけでは計算できないものがあるのではないかなと思っております。以上です。

○榎本政規委員長 ほかに。

○進藤 篤委員 先ほどの斎藤委員さんのお話ですけども、これは議員報酬の関係であくまでも鶴岡の市会議員の報酬を参考にして在任特例を使った、あるいは定数特例を使ったということで、その報酬額は鶴岡市の議員の４５万という報酬でこれを算出して、７億円の違いということだと思いますが、私も勉強不足でよくわかりませんけれども、確か特例を使った場合は現在の各市町村の議員報酬そのままでいいということ聞いたことがあります。その線で計算すると私は全然違う数字が出てくると、今その数字のすり合せは持っておりませんけれども、新設なれば当然市会議員になるでしょうけれども、議員報酬に関してもそういう特例もあるというふうに、現在のまま引っ張っていくという特例もあると聞いていますので、私はちょっとその辺の合点がないなという気がします。

それから、我々のほうでも特例を使うということですが、今現在、朝日村では１４人の議員定数があります。それが合併した時点で新しく選挙になるというふうなことで、１人、２人、３人、あるいはゼロということも考えられるわけですが、そうなった場合に非常にこの政治、行政という仕組みで住民にいろんな迷惑をかける線が出てくるだろうなというふうに思います。そんなことからしてこの合併が出発すれば、昭和の合併から数えてもう５０年近くなるわけですが、長い間にわたっての方向を決めるわけですので、５年や１０年で終わるわけでもありませんので、その辺のことはしっかりと計画を立てながら、そして漸次移行していくということでも決してやぶさかではないと思いますし、住民にとってもいつの間にか合併になっていたというような方向での住民意識を考えれば、当然のことながら１年や２年の特例を使っても何ら差し支えないのではないかと。いろいろ議員報酬とか我々議会の立場での身

分からずれば非常に責任の重い判断を迫られておるわけですがけれども、住民のことを、あるいは地域のことを考えたら、少しぐらいの1年や2年のハンディは許してもらえるのではないかと、私はそんなようにも考えますので、特に朝日村の場合は非常に人口が少なく、声が届かなくなるということも往々にして耳にしますし、今の合併が緩やかな改革であってほしいなというふうな願いもありまして、今回のこの結論を我々のほうでは出した背景にあるなと思っています。

○菅原 元委員 櫛引町でもこれまで合併の先進例ということでそれぞれ先進視察をしてまいりましたがけれども、今南部の7市町村でも様々な項目でいろいろすり合せをやってるわけですがけれども、やはり合併は見切り発車の部分が非常に多いんだと、そういうことでは特例法を使ってある程度の議員の数でそれぞれ今までの項目についていろいろと我々の責任のある立場で協議していく必要があるということで、先進例の考え方も聞いてまいりました。そういうことを思えばやはり我々櫛引町の議会としてもそういうこれからのすり合せ、あるいは見切り発車の部分が多くあるわけでございますので、在任あるいは定数特例を使ったそういう議員の身分についての考え方が提案されたものと思っております。よろしくお願いします。

○榎本政規委員長 ほかに。

○山口 猛委員 私は合併という二文字、これは大変住民にとっても難しい選択ではないかと、このように常日頃思っております。私はこの合併を通して将来のまちづくり、合併すれば新しい市のまちづくりを住民にも私どもと同じような気持ちで考えていただきたいと思っております。私は去年の4月頃から市町村長の皆さんがこのことについて協議をされたと聞いております。そこで新しいまち、これからの私たちが住む市、町をどうすればよいかということをもっと住民と膝を交えて話をする今回の合併の行程と申しますか、時期が今来ているのではないかというふうに思います。まず、富塚会長が新設ということで法定協で話をされておりますが、これは法定協議会で機関決定しているものではないかと思っております。ただ会長の考えを申し述べたと、このように私は理解をしております。合併の基本4項目によって、方式によってこの問題は大きく変わった考え、意見、住民の声が私は当然出てくると思います。そこで私も町の議員としてしばらくお世話になっておりますが、やはりまずは羽黒に例えれば、羽黒の役場、町長以下、当局がどのように住民に、町民に説明してきたのか、説明しようとしたのか、合併ありきで説明したのではないかということも私は危惧される面も多少はあったのではないかというふうに思います。今、17年の3月までのタイムリミットであとないということではありますが、合併すれば合併特例債は受けられる、しかし私個人としては、借金でありますので、新市になってもいくら借金してもいいとは思っておりません。住民生活がそれでよくなるのであれば、多少の借金はいいにしても、これはこの地域の住民に、私ども議会議員としても、もっと説明責任を果たさなければいけないのではないかというふうに思っております。今、私のほうの副議長の特別委員長のほうから報告ありましたが、今現在で私はこうだと、私は原理原則だと、

私は定数特例だと、私は在任特例だと、私のほうは1人ずつ意見聴取を行いました。手元に持っておりますが、それはまず羽黒町議会特別委員会のことであります。今、鶴岡市さんのほうから原理原則と、そしてオープンというお話がありました。朝日の議長さんからもありましたが、鶴岡市のほかの町村では、言われたような住民の心配も私は多分にあるというふうに思っておりますし、富塚会長に報告するまとめをきょうやるということは私はちょっと時間が足りないと思いますので、まず鶴岡市さんの考えはほぼ理解はできました。そして、先ほどの私のほうの報告にもありましたが、9月の24日、定数と任期について特別委員会を開催いたしました。その日の山新の朝刊に載っているわけです。そういうこともあって、議員個人の考え、発言も少し別の方向の発言もあったわけです。例えば名称も然りであります。まず鶴岡市さんの考えは特別委員長さんの報告のとおりだと思いますが、相撲に例えれば、横綱に十両が相手に、私どもが十両という言葉は当たらないかもしれませんが、鶴岡市さんから私は理解をしていただいて、この議員の定数、任期については、このメンバーだけでいいのかどうか、この間の法定協で学識経験の方々が各市町村2名ないし3名入っているわけですので、その方々のご意見も私はぜひ聞きたいと、こういうふうに法定協の全体で申し上げましたが、この小委員会としても私は学識経験の皆さんのご意見なり、あとは各市町村で住民の声を精力的に聞くことも、羽黒町の議会としても必要ではないかということを考えております。櫛引町の議会さんでは、著名な方とご意見を交わしたということですが、内々には住民の考えは聞いておりますが、まず時間がないこともさることながら、私は大変難しい選択を、住民も私どもも後世に残る選択でありますので、慎重にかつ重要な問題であるというふうに理解をしております。私個人の考えはこの場で申し上げることは差し控えますが、まず羽黒町議会としてのまとめを図っていきいたいというふうに考えております。

○榎本政規委員長 山口委員からちょっと言われましたけれども、私はきょうこの場でまとめようという気は毛頭ございません。12月の定例会前まで意見集約ということで会長のほうから諮問されておりますものですから、きょう4回ですけども、少なくとももう二、三回は十分この会は開かなければならないのではないかなと、時によっては学識経験者、それが我々と同じ合併協の委員がいいのか、あるいは全く別の方がいいのか、その辺も含めてこれからの検討になると思います。ただ、櫛引町さんはもう既に町内会長の皆さんからとか、あるいは有識者の皆さんから意見をお聞きになったということであります。三川町さんもこれからやるということですから、何といっても最終的には市民、あるいは町民、村民の方々から理解を得られなければ、いくら議会といえども難しいところがあるのかなと思いますので、今山口委員が言われたような努力は今後とも各市町村議会の議長さんを筆頭にしたいところであります。

その他、ご意見等。

○本城昭一委員 鶴岡市議会の進め方として、合併問題検討特別委員会というのが一つ of 中心になります。そこを通じて議会全体にいろんな提案をしたり、意見を集約した

りという機能を持ってこの委員会をやっているわけでありますが、その中でいろいろ議論はありますが、鶴岡が横綱で6町村が十両だという、そういう感覚は毛頭ありません。これはやっぱり対等にやっていこうということで新設になったと、私はそういうふうに理解をしております。みんなそういう努力をしたんじゃないかなというふうに理解をしております。間違っていたら皆さんからご指摘いただきたいんですが、私は議員定数と合併方式は表裏一体だと思ってます。ですから任意協議会のときから委員をさせていただいておりますが、その入口論の段階で各町村の委員の皆さんからは新設合併という意思がすべての町村から表現されました。これで住民に説明したのだから、この方式でなければならんと、こういう強い調子だと私は受け止めました。ですから私もその過程の中で、議会で議論をして方式を決定したわけではありませんけれども、気持ちとしては新設の方向で取り組んでいきたいと思います、こういう発言を繰り返してきているつもりであります。ですから、その村民、あるいは町民の方々に新設で説明してきたのだと、それで合併を理解してくれという説明会を重ねてきたという町村の進め方といいますか、そういうことはよくわかります。わかりますから、私は異を唱えたのではないのです。したがってその合併方式を主張される各委員の方々に、そのときに町民、村民の方々に議員定数はどうするかという説明も併せてやりましたかという質問をしたはずです。それは私は表裏一体だと思っているからです。そういうときにその質問に対しては具体的なご返事はいただけなかったわけあります。したがって私は原則で皆さん方は合併方式は新設、議員の定数とかそういうものは原則と、こういう説明をされているんだなというふうに理解したのです。ですからその後の発言も、私はそういう前提でしてきたつもりであります。今回腹を割ってそれぞれの意見が出たから大変いいことではありますが、ほとんどの町村が特例だということであれば、このことに焦点を絞って議論しなければならないんじゃないでしょうか。どっちがいいとかという議論じゃなくて、特例という問題が皆さん方から提起されているわけですから、これはどうあるべきかという議論になっていかざるを得ないのではないかという感じがしますけれども、皆さん方のご意見をいただきたいなというふうに思います。

○**榎本政規委員長** 私、委員長として個人的な意見を言うのはあれですけど、先ほども申し上げたとおり、委員としてでなくて、フリートキング的な話し合いになってきているところもあるものですから、委員長としてでなくて一個人としての発言をお許しいただければ幸いなんですけれども、実は私もこの議員定数等検討小委員会が3月27日に開かれたときに、統一地方選挙の前ですけども、その当時委員長は本城委員でありました、その場で鶴岡市の考え方はということを問われたものですから、議会としては集約していないけれども、当時会派の代表としては、私たちは4月の統一選挙に向かう意思決定として、新設合併であれば議員は原則論でやるべきだということで、3月27日に申し上げた経過があります。鶴岡のすべてとは言いません。私どもの会派、団長は私から代わっておりますが、すべての議員が春の選挙では自分の講演会あるいは市民に対して、次の選挙は2年後、合併なって原則論34人でもう一度選挙しなくてはならないので、皆さんよろしくお願いしますという形で選挙運動をした

ということは、鶴岡市議会の平政クラブというたった一つの会派ですけども、最大会派で16人おりますが、その議員はそういう意識でこの選挙を戦ってきたということは事実であります。だから今、本城委員が言われたとおり、私もそのとき新設で、各市町村がすべて合意して、3月27日の段階で出たのだとすれば、この選挙もそういう形であるべきであったのかなと思っているものですから、これは全く個人的な意見です。

先ほどの本城委員の質問に対してどなたか、ご意見等あれば。

○大滝助太郎委員 先ほど副議長のほうから三川議会については報告されたわけですが、6月の特別委員会のまとめということで、今話題に上げておられます在任特例、これが新聞でも書かれました。前々回でしたか、会長のコメントにもそれらしきものに意見をつけたということで、そういう面では三川議会がかなり話題の中心になっているかなということで、今、いろいろ鶴岡のほうからも申されましたので、若干それに対する答えということではないんですけども、意見を言わせていただきたいと思います。

まず、先ほどもあったわけですけども、鶴岡市のほかの町村については、何といっても今後、前回、鶴岡市に市役所の場所が決まったわけでございます。そんなことで、鶴岡市を中心とした町村のこれからの生活はどうなるのか、合併しても今までの生活は維持できるという保障を、やはり我々は責任があるわけでございます。しかしながら今の段階では、新市の姿はまだそれを保障するような具体的なものは何らないわけでございますので、まず一つは、中心部だけでなく周辺の町村が今の生活は維持できる、心配するなと、さらにいろんな面ですばらしい新しい市ができるというふうなことを、私どもはやはり住民に対して責任があるというふうに思っております。ということで、在任というのは特に2年以内ですので、これは時間的には制限されたわけでございますけれども、軌道に乗るまでというか2年間の新しい新市のレールが敷かれるまでに、やはり周辺の町村の声をなるべく取り上げていただくようにというのが一番大きな狙いだというふうに思います。

先ほど費用の関係がありましたけれども、合併というのは、これまでもあったように四、五十年のスパンでいくわけですから、1年何億かかってというのがずっと続くというのであれば話は違いますが、長くて2年ですので、仮に何億という数字が出ても、四、五十年間の中のそういう費用という関係から見ますと、今の1年何億というのは私は当たらないと思います。むしろ新しい市ができて住民の方々がこれから仲良くやっていくための一つの肥やしだと思えば、私はそんなに高いものではないと思います。それから、先ほどの数字は鶴岡市に肩を並べた場合の数字で、これはいろんな資料を見ましても、必ずしも同一でなくともできるわけでございますので、詳しいことは後で議論するにしても、そんなことで端的に1年か2年、億の金ということで、50年という一つのスパンのことの費用がどうこうということは、私は当たらないと思いますし、むしろ、そういう面では、新市のまちづくりをどうするのかということが、まず合併するまでにきちっとしていれば、在任特例というのはそんなに必要はないだろうと。しかし、今の段階から見れば、そんなに具体的なテーマも本当

に議論というのか、姿は描かれないで、大まかなところだけで進まざるを得ないだろうということで、あえて在任というのはやはり、新市の中心だけがよくて、周辺の方はこんなつもりではなかったというふうにならないようにというのが、私どもの在任特例の一番の願いでございますので、その辺は誤解のないようにこれからの議論の中でお考えいただきたいと思います。

○佐藤甚一郎委員 先ほどは私どもの町の現状というものをお話したわけですが、なお委員長から個人的な見解、それから私、議長でありますので、議長としての町の議会を束ねていくときの様々な姿勢、スタンス、こういうことについても申し上げてみたいと考えております。

私どもは統一地方選挙のすぐ後に、5月の27日でありましたが、特別委員会の第1回の会合のときに、新たに設立された合併等特別委員会の第1回の会議の中で、私はほとんど合併というものをよく理解をしていなかったものでありましょうか、しかしながら議長として申し上げました。それは、あくまでも新設であると、そして原則であると、このことを申し上げました。それには、当時はほとんどの方々が、私は賛成をしてくれたんだろうなと考えておりました。しかし、それは私の思い込みが大変激しいといえますか、そういう事情があったのでありましょうか、やっぱりそれだけではないのだと、段々物がわかってくるとそういう考え方だけではだめなのだというようなお話がございまして、現在に至っているわけでありますけれども、しかし考えてみますれば、私はそのときも確かに、自分の口から言ったはずであります、私どもは町民であり県民である、その前に国民である。国の動き、それから国の政策、これらすべてが地方自治体にとって有利になるか不利になるか、このことは別にしても、やはり国民として国の現在の姿、そして施策の方向というものも考えてみる必要があるというふうに言ったつもりでございます。そういうような観点からしますと、私自身のスタンスとしては、やはり原則というものを1回打った杭でありますから、これをそんなに簡単には引き抜くことできないという考えもあります。

あと、費用対効果といえますか、その辺は私は極めてドライに考えておまして、やっぱり今置かれている原理というのは、国の財政破綻である、そして地方の頑張りようがもう少し足りなかったのかなというようなこともいろいろ考えます。そういう点では、通信手段あるいは交通手段、そういうものの発達の中では地方の行政体というものの枠組みというものは、もう少し大きくしてもいいのではないかという考え方をしております。

○榎本政規委員長 冒頭で申し上げましたとおり、フリーな意見でも結構ですので、議会を代表する委員としてではなくて、ここにお集まりの議員の1人としての見解も結構ですので…。

○齋藤 久委員 一委員ということで述べさせてもらいたいと思いますが、合併は対等な気持ちで平等で合併するのが一番理想ですので、私個人は、新設合併、原則でオープン選挙という気持ちです。ただ、先ほどうちの議会の特別委員長がお話したように、

ほかの周辺町村も同じだと思うんですが、まだ新しい市の基本理念がはっきりしない、それから新市の建設計画で地域の特色がどう位置付けられるのか、その辺もはっきりしない、合併協定書もまだ決まっていない、4項目もまだはっきりしていませんが、そうした中で不安というかそういう要素もあって、在任特例など特例を使わせてほしいという声が多いのだと思うのです。議論はもっともっと重ねていかなければならないと思うのですけれど、細かなところで言うと、新市の首長選挙と市議会議員の選挙が同時でいいのかどうかということと、合併期日が3月31日で合併した場合と1月1日で合併した場合でも、また議員定数等のあり方も微妙に変わってくる要素もあるのではないかと。先ほど言いました不安材料ともっと細かなところも見定めていかないと、今ここでこのほうがいいということを言い切れない要素がまだ残っていると思いますので、その辺も考えてほしいなと思います。

○榎本政規委員長 ほかにご意見ございませんか。

○井上時夫委員 うちのほうは先ほど議長が言われましたように、特例を使ってということであります。これは今皆さんがおっしゃっておられますように、まだ建設計画もはっきり出ていないと。そういうことをはっきり見届けるまでで、うちのほうの中には2年間という期間を定めないで、その問題がはっきりするまでということも出ましたし、また、報酬の関係も鶴岡市さんのほうは先ほど渡されましたのを見ますと、鶴岡市の今の報酬に合わせておりますけれども、私のほうでは報酬を下げてやったほうがいいのかというのも出ました。私も周りの後援会などに聞きますと、それは原則だという方が多かったですけれども、このごろは1人もしくは1人もいなくなるかもしれないとなると、これはちょっと朝日は面積が膨大で人が点在しているものですから、今すぐでなく、定数特例を使ってやったほうがいいのかという声があります。

○榎本政規委員長 ほかに。

○本城昭一委員 ただ今、大滝委員、それから齋藤委員、皆さんからのご意見というのは気持ちはよくわかるんです。ただ、鶴岡も原理原則であとは一切聞く耳を持たないというようなそんな横暴なものではありません。そのためにこういう委員会を持っているわけですから、お互いに話し合うということは非常に大事です。ただ、お聞きしていますと、特例という声が大いようですが、では新しい市の市民の意思を十分回収できるというために、127人という議員を住民が認めるかどうかということです、現実問題として。東京都よりはるかに多いんです。それはたとえ合併後の2年であっても、住民が認めない。現に我々の後援会なんかも34人でも多すぎると、この合併を機に鶴岡の28人、これ以下にしないと、こういう声も結構あるんです。そういうものもあるということを頭に置きながら、この議員定数というのは考えていかなければならないし、いったいどういう数がいいのかというのは私にもわかにはよくわかりません。ただ、物事を進めるには、原則を基本にしてそこからフレキシブルに物事

を決めていくということが必要だということで、私どもの特別委員会の委員の大勢としての意見はそうだったということであります。

それから、委員長も言ったように、きょうここで手を上げてまとめるなんていう問題ではありませんので、こういう機会をもっと数多く持っていていただいて、議論を深めていきたいと。これは、一つの市をつくろうというための委員会ですので、議論は大いにしますけども口論する場ではありません。したがって大いに議論する意味では、大事だろうなと思いますが、その中で今私は、いったいどういう人数を頭に置いて、そういう特例ということをおっしゃるのか、その辺をちょっと腹の中を開いてもらいたいなと思ったところでもあります。

○**押井喜一委員** フリートークということですので、藤島の議長も言ったように、私も議員自ら率先して、合併の環境の厳しい中で生きべきだと思う立場の1人でありまして、原則でいくべきだと思っています。しかし、先ほど議長が言ったように、今の合併に関しては、町民もあるいは議員自らもどのように進んでいるかということが見えていない。合併してどうなるのかというところの議論がようやく最近になって始めたばかりというものですから、そういった状況にあるということと、やはり10万の鶴岡市と周辺六つの町村を合わせて5万人しかないという中で、対等、新設と言いつつも、実態は吸収ではないのかという心配、そういった中で議員も自らそういうことで、オープンな選挙になればわかりませんが、議員も圧倒的に鶴岡市出身の方が多くなる。地域をよく知る議員が極端に少なくなるというようなそういった心配があるということも、議員が在任特例という本音の部分にあるということも、私は意見は違いますが、そういう部分もあるんだということも理解しながら議論しないといけないのではないのか。やっぱり7市町村ですので、現在127名の議員がいるということは、これは現実で仕様がなわけですので、そういった物理的な問題も当然課題ですけれども、ただ、本当に合併ということに関してはもっともっと議論する責任が議員にもあるのだということが本音の部分にあるということも理解してあげないといけないのかなという思いがあります。確かにそういった物理的な問題といろんな今の合併の本当の部分の財政的な部分、そういったところを加味しなければならないわけですが、

もう一つは、富塚会長がいろんなところで発言して、いろんなことに関して議会からもいったいどういうことなのかということも言われます。やはりきちんと言ってもらいたい、会長としてしっかりした発言というか、そういった部分もわきまえて、わきまえるという言葉は語弊がありますが、不信感というかそういった部分も若干あるのではないかなという思いもありますので、その辺も議論の対象としていただければと思います。

○**富樫栄一委員**（温海町） 皆さんからのご意見、ごもっともだと思います。私はちょっと的外れなことを発言してみたいと思っています。さっきうちの議長が申しましたとおり、国の方針が示されて全国で大騒ぎしている。地方分権もままならないうちに、この合併問題が急浮上して、そして急いでいるわけで、そんなに急いでどこへ行

くというような言葉も出てくるわけですが、鶴岡市さんを除いた6町村というのは、やはりトカゲの尻尾になりたくない、この思いが一つだと思います。町民に対する特例債は町民に対するあめ玉、それで、議員定数の特例というのは議員さえつかまれば何とかかなるだろうと、これは国の政策の一つではないかなと私はそう思っています。そこで、特例もありますけれども、実際私もこういう気性ですから、原理原則という話は持っておりましたけれども、議員の中、あるいは様々考慮しますと、やはり特例を使わなくてはならないのかなとそのようにも考えております。そこで、この特例を何とか、数字は動かさないで選挙区の方々のご理解をいただきながら、鶴岡市さんは28で6町村が40をいただけないかと、これもいい案ではないのかなと私は思っています。ただし、こういう特例というのは特例の特例ですから、4年と言わないで2年間ということでもいいのではないかと。例えば在任特例を使って127名やりますと28対99となります。この辺も考えながら進めるのが、かつては基盤整備、小さな百姓を床の間に据えなかったら国の事業はできなかった時代もあったんです。その辺も考慮していただければありがたいなという思いもありますので、よろしくお願い申し上げます。

○遠藤純夫委員 うちのほうの状況は先ほど議長が申し上げたとおりだと思います。ただ、今この定数については、特例というのがなぜかということが問われているのではなかろうかというふうに思われます。その中でこの特例というのは、鶴岡市と各町村とは考えが全く違うのではないかというのが私の考えであります。私もやはり合併は原理原則ということが基本だということはわかります。ただ住民も議員も、町村は多少不安を持っているのではなかろうかと。その不安は何かというと、この合併に対して合併後はこうなるというものがまだあまり見えていないと。そして議員もそれを住民に説明するほど十分勉強していないと言われればそれまでかというふうに思われますが、それまでわかっていないというようなことで、やはりうちのほうの特例という方々の大体の考えは、そんな方向で今のところを行っているのではなかろうかと。これが今合併基本は大体、事務所とかはできたわけですが、それから先の事務的なすり合せが、やっと7市町村のものが積み上がってきて、これからその辺が少しでもわかってくれば、また考えも違ってくるのではなかろうかというふうに思われますので、やはりこの辺はこの中で多少議論しても鶴岡市と町村とは多少違うのではなかろうかということをまずもってご理解を賜りたいと思いますので、よろしくお願い致します。

○榎本政規委員長 一通り皆さんからご意見をいただきましたものですから、ちょっとあれなんですけども、さっき押井委員から鶴岡市長に対する不信感があるというようなお話もありましたけれども、逆にざっくばらんに申し上げると、皆さん協議会においてになっていてわかるとおり、鶴岡市長に対する質疑ばかりで町村の首長さん方はそこに座っていて何にも答えないということに対して、鶴岡の議員からは各町村の町村長さん方はいったい町議会や町民に対してどういうことをしているのだと。藤島の町長さんはちょっとこの前お話になりましたけれども、そういう意見もあるというこ

とは事実なんです。鶴岡市長1対三十何人の協議会になっているのではないかということを使う人もあるので、もう少し、会長としての鶴岡市長もそうですけれども、各町村の町村長さんも本来は委員として座るべきでなくて執行者側といいますか、理事者側といいますか、そういう立場であそこに出るべきではないかなと、個人的にでありますけれども、そう思っているところであります。

それと今、6町村の皆さんからご意見いただきましたけれども、確かに言われてみれば六つの町村と鶴岡市が置かれている立場というのは非常に違うところは、これは当然現実論です。ただ先ほど温海町の富樫委員さんから言われたように、それから鶴岡の本城委員さんからも言われたとおり、鶴岡は議会としてのある一定の集約を提示しているのですけれども、町村のところからは、三川町さんからは在任特例なのだということで出されていますが、ほかの議会からはこういう意見もある、こういう意見もある、こういう意見もあるということで、ある一定の町村議会としての集約がないと、今度はすり合せをする、あるいは話し合いをする、在任特例だめだ、いや原則にすると困るというだけの話は、各町村からある一定の、それは多数決で決めるのではなくて、おおよその意見集約を持ち寄っていただかないと、この次になってもすり合せというか噛み合いが出てこない。そして、一方的に片方のことを口に泡を飛ばして口論してやり込めようとか、こっちをやり込めようという委員会ではありませんので、もしこれ以上のご意見がないとすれば、次回の日程と各市町村議会においての特別委員会あるいは全員協議会において検討していただきたいということで、次回の日程等もこの場の議題としたいのですけれども。

○山口 猛委員 8月25日でしたか、やはり鶴岡の榎本委員長さんはこの小委員会を重要視することはもちろんであります。私が申し上げたいのは、そのときも申し上げましたが、やはり住民、学識経験者、この方々のご意見もこの委員会として聞くべきだと私は思います。全体でこの間も申し上げましたが、富塚会長さんに学識経験者の委員の皆さんからの意見をとお願ひしましたが、これに関した発言ありませんでしたので、私はぜひこの委員会として、特に学識の方々のご意見も聞きたいと思いますが、その点についてお諮りをいただきたいと思います。

○榎本政規委員長 今山口委員さんから言われたことは、私も重々認識をしておりますが、各議会が全く何も持たずにして学識経験者からご意見を聞くというのは、学識経験者にとっても大変なことなんだろうなと。仮に学識経験者から意見を聞くとすれば、我々はこういうふうな考えを持ってるからということを出さないと、全く無手勝で資料も何もなしで、皆さんどう思いますかというのは、いささか乱暴すぎるのではないかなと思っていました。次回、10月の中旬過ぎごろに、再度きょうの結果を議会にお持ち帰りいただいて、再度集まっていた上で、この合併協の委員がいいのか、あるいは全く市町村民を対象にした形がいいのか、これはその場でも私は遅くないかなと思います。私の個人的な意見ですけども、これは冒頭で、8月25日も6月も申し上げておりますけれども、最終的には議会の議員の定数については、議員自ら決めるのが筋であって、いろんな意見は各町村議会の皆さんで意見聴取をしながら、各

町村議会で決めていただく。そしてここに持ち寄っていただくというのが筋ではないのかなと思っています。それが皆さん、いやその前に合併協の有識者の委員の皆さんからご意見をいただきたいというのであれば、それは、合併協の会長にお願いをして集めていただく、そしてその機会をつくるというのはやぶさかでないのですけれども、私としてはいろんな予備知識を得ないで聞かないと本音の世界は出てこないのではないかなと思います。我々と同席して聞くのがいいのか、その委員の皆さんは委員の皆さんとしてご意見を、議会としてのこの検討小委員会の意見はこうですと出して聞くのがいいのかというのはわからないところがあるものですから、その辺は皆さんからご意見をいただければと思います。

○**本城昭一委員** 今提案ありましたように、学識経験者の委員は15人ですか、15人ですね、この方々はせっかく学識経験者ということでこの会の委員になっているわけですから、今発言あったような意見を聞く機会は、意義があると思います。ただ、今委員長が言いましたように、それでは、その人たちが議員定数をいくらにすべきかということの、あるいは合併方式をどうすべきかということについて、その選出された自治体の議員の方々などとディスカッションしているかどうかと。ばらばらで来て意見を開陳してもあまり意味がないのではないかなと思うわけでありますので、鶴岡は一遍学識経験者と顔合せをしました。そういうことが積み重なってその方々の的確な意見が出てくるような環境をつくっていかないで、ただ学識経験者だから物を言えと言われても、本人たちが当惑するのではないかなと思いますので、そういう方向でいいのではないかなということを確認しつつ、そういう環境を整えるということをも確認しないと、意味がないのではないかなというふうに思いますので、賛成ですがそういう取組が必要だということを申し上げたいと思います。

○**齋藤 久委員** 私も幅広い意見を集約するというのは必要だと思いますが、今お話のように、それぞれの議会でもう少し5人なりの委員の調整、あるいはそれぞれの町村の中から、今の法定協の委員以外の町内会長などの意見などを聞くことも努力する必要があるのではないかなと思いますので、法定協の学識委員の意見はこの議会議員定数等検討小委員会で聞くことは必要かもしれませんが、特別委員会を設置している町村もあるかもしれませんが、もっとそれらの中で努力して幅広く意見を聞いて、きょうは全体の雰囲気わかりましたので、町村で何人対何人という割合もわかりますが、それらも少し動く可能性もありますので、さっき言いました各町村議会にいろんな集約の方法を任せて次回まで持ち寄るということにしたらどうでしょうか。

○**榎本政規委員長** ほかにご意見なければ、学識経験者のご意見もいただくということですけども、とりあえず今齋藤委員から言われたとおり、もう1度各市町村議会に持ち帰りいただいて、きょうの各市町村議会の意見を議会で検討していただく。その中で、学識経験者あるいは齋藤委員言われたとおり、各市町村の町内会長であれ、有識者であれ、いろんな団体の長であれ、各市町村議会で意見集約をしながら、再度この場にお集まりいただくという形で、その後の展開についてはまた、今の山口委員が

ら言われた合併協の他の15人の学識経験者のご意見もいただく場も、これをするとなると、事務局に相談してちょっと聞いてみたのですけれども、正式には私のほうから15人に出て来いという権限は一つもないものですから、会長にお願いして、会長から15人の皆さんの意思確認というか、いいですよという確認を取らないとなかなか難しいところがあるものですから、その辺の段取りも事務局と相談しながら進めさせていただきます。

それでは、ほかにご意見なければ次回の日程についてご提案させていただきたいのですけれども、先ほど事務局の確認を取ったら、10月の17日、金曜日になりますけれども、専門小委員会を予定しているんです。それで、来月の25日土曜日になりますけれども、全体の合併協議会の予定ですね。17日と25日が一応各町村にも内々で連絡が行っていますね。

○佐藤智志事務局次長 専門小委員会につきましては、既にご案内を差し上げたかと存じますけれども、合併協議会につきましては、これから日程調整をさせていただくという段取りであります。ただ、10月中には1回開かせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたしますと思います。

○榎本政規委員長 それでは、10月中に合併協議会を開くということですから、合併協議会と議会定数等検討小委員会ではなくて、専門小委員会とはダブリますか。

○佐藤智志事務局次長 今のところは、じっくりご議論いただきたいということで、専門小委員会のみを開催を予定いたしております。

○榎本政規委員長 そうすると合併協議会のときは専門小委員会はやらないということになりますね。

○佐藤智志事務局次長 そのところはもう少し検討させていただきたいと思いますが、場合によっては重なるということもあろうかと存じます。

○榎本政規委員長 できれば合併協議会の後に、この議会議員定数等検討小委員会をやりたいなと思っているんです。

○佐藤智志事務局次長 そのようでしたら、そのように計画したいと思います。

○佐藤甚一郎委員 時間はどうするのか、1日ばかりで....。

○榎本政規委員長 1時半からやれば、協議会のほうはせいぜい1時間か2時間くらいでしょうから、その後また1時間か2時間くらいと思っていますけれども。ただ、皆さんの日程が取ればですけれども、20日は消防、衛生処理組合議会があります。21日、22日、23日のあたりでとか、あるいは内々では25日に日程調整さえで

できればこの土曜日に合併協議会というような話があったものですから…。

○佐藤甚一郎委員 一連の今までの会議が、専門小委員会の時間が非常に少ないということがありまして、前回も1時間ちょっとでありますか、これでも少ないという私の感じでありますけれども、それを今までと同じような時間配分の中で、全部をこなすというのは私はどうかと思います。やるのであれば、昼をはさんで、この小委員会は午後にやるとか、1日の中でこなすということであれば、そういう時間配分をお願いしたいと思います。

○榎本政規委員長 私も専門小委員会の後に議員定数等検討小委員会をするのは、時間的な余裕がないので、これは別個にやりたいと思っていました。ただ、日程をお聞きしたら25日の前後を全部調べて、私のほうだけなんですけれども、実は常任委員会が視察中であるとか、会派が視察中であるとか、いろんなことがあるものですから、20日からの週しかない、あと27日からは選挙が始まるものですから、なかなかその期間は難しいというところもあるのかと。どうしてもということで25日に合併協あるのであれば、合併協終了後に検討小委員会という、今佐藤議長さんから言われたとおり、もし合併協を午後からするのであれば、我々は午前中10時からやりますという形で日程組みたいと思いますので、事務局よろしいですか。

○佐藤智志事務局次長 差し支えありません。

○本城昭一委員 私は議員ですし、この委員会の委員ですからそういう会に出るのをどうこうではありませんが、市民でもあります。いろんな地域の行事とか個人的な行事とかつながりがあるんです。ですから、土日はやっぱりやめていただきたい。それをやるのが、大勢の傍聴者が来るための利便性であるとすれば、夜間にやっていただきたい。土日はやはり社会人としてのいろんな領域があるんです。この日を指定されると、来られなかったら欠席ということになるんです、議会から選ばれて欠席ということになる。こういうことのないように配慮をしていただきたい。土日を選ぶのが市民の傍聴参加を増やすためだというのであれば、私は夜間にやっていただきたい、このように思います。

○榎本政規委員長 そういう意見もございしますが。

○大滝助太郎委員 そんなことはないでしょう、傍聴者のために日程を取るなんてことはやってないでしょう。

○榎本政規委員長 やっていないはずです。検討小委員会は傍聴者が来てくれれば来てくれることに越したことはないわけですけども…。

○本城昭一委員 全体の協議会の話で、25日にやると言ったでしょう。

○榎本政規委員長 これは確定ではないですね、首長さんの日程とか…。

○佐藤智志事務局次長 ええ、調整中ということです。

○本城昭一委員 前、夜間にやったことあるでしょう。あの時には、できるだけ住民に傍聴の機会を与えろという声が出たからやったわけです。だから私も土日はそういうことに対して応えているのかなというふうに考えたものだから、もしそうだとすれば土日でなくても夜間にできるでしょうということです。

○榎本政規委員長 ただ、この議会議員定数等検討小委員会に関しましては、皆さんの都合がよければ、合併協とは同一の日でなくてもいいんですけども、ただ皆さんが時間を拘束されて、きょうも明日もというのであれば、合併協の時に続けてやるとか、その前にやるというのがということです。それでは、日程は各町村議会の日程と委員の皆さん、議長さんあるいは特別委員長さんとかが都合悪ければできませんので、一応その辺を中心にして日程調整させていただいて、後日連絡を差し上げるということとよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり）

○榎本政規委員長 では、そういうふうな形で進めさせていただきます。なお、先ほど申し上げましたとおり、非常に難しい問題ですけれども、ぜひとも議論のかみ合うたたき台になるような形まで意見集約をお願い申し上げます。

あと参考資料は説明しなくても1から3まではこれを見ていただければ大体わかると思います。報酬に関してはいろんな捉え方がありますので、ただこれは鶴岡市議会の特別委員会の参考資料としたものをそのまま今回の参考資料とさせていただきましたので、もし使えるようでしたら、各町村でもお使いいただければと思います。

4 そ の 他

○榎本政規委員長 その他、何かありますか。

○押井喜一委員 今日の会議録はできるだけ早く議会に送付願いたいと思います。

○佐藤智志事務局次長 急いで作ります。

○榎本政規委員長 押井委員さんが言われるのは、各町村の特別委員会をするとき、こういう議事録もほしいということだと思うので、速やかにテープを起こしてお送りいただければと思います。

その他委員の皆さんから。では、事務局のほうから。

○芳賀 筆事務局長 特にございません。

5 閉 会（午後３時１５分）

○榎本政規委員長 それでは、これをもちまして第４回の庄内南部地区合併協議会議会議員定数等検討小委員会を閉会します。ご苦労様でした。